

革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型） 公募説明会等での質問と回答

No.	大分類	中分類	質問	回答
1	事業主旨		医薬部外品は申請対象になるでしょうか？	医療機器、医薬部外品は対象になります（本事業では、医療上の必要性が高く特に緊要となっている医薬品、医療機器、ヘルスケア等医療全般に関わる革新的な研究開発の実現を目的としています）。
2	事業主旨		創薬だけでなく、医療機器も対象でしょうか？	
3	事業主旨	非競争領域	非競争領域とは商品化の前のフェーズというお話でしたが、非競争領域で作り上げた結果を元に、追加開発などを行い商品化することは可能なのでしょうか？	AIMGAINの対象は非競争領域ですが、その非競争領域で構築した共通基盤技術をもとに、個社がそれぞれの実用化目標に向け独自技術を開発し、商品化することは可能です。
4	事業主旨		過去に採択されている内容に近いものが、第6次でも採択の可能性が高いのでしょうか？	過去の採択課題と5次公募の採択とは全く関係ありません。 なお、「審査項目と観点」については五次公募から変更されてます。六次公募要領「5.1.2 審査項目と観点」を参照してください。
5	事業主旨		参画する企業が本事業においてキャッシュ/資金を得る事は無いと理解しました。本理解は正しいのでしょうか？	産学官共同研究企業がAMEDからの研究開発費を直接受け取ることはありません。ただし、アカデミア等に配分されたAMEDからの研究開発費による調達先が産学官共同研究企業の場合には、競争原理を導入した経済的な調達の対価として支払われることがあります。
6	事業主旨	非競争領域	非競争領域ということですが、保険適用を目的とした治験を行うことはできないということでしょうか？	個別製品開発のための治験は、競争領域と判断されますので、本事業の対象となりません。
7	事業主旨	非競争領域	例として、我が国特有の疾患の治療薬開発に際し、技術開発基盤として、標準的なオルガノイドを開発製造することが目標に据えられたとします。そのオルガノイドを「開発する企業」は複数社であったとしても、「製造する企業」は実質的に1企業に限定されてしまう場合は、それは非競争領域の研究開発と見做されますか。	共通の技術開発基盤を研究開発するのでしたら、AIMGAINの非競争領域にあたります。
8	研究開発体制		AIMGAINに申請を行い、承認された場合、開始時期を2026年4月から2027年4月に延期することは可能でしょうか？	研究開始時期を延期することはできません。 なお、公募要領（Ⅱ-3.2.2 採択の取消し等：39ページ）に以下の記載があります。予めご承知おきください。 <以下、該当抜粋> 採択後であっても、次に掲げる採択取消事由のいずれかに該当する場合には、採択を取り消すことがあります。 （1）契約締結期限までにAMEDが求める必要な書類が提出されない場合 （6）上記のほか、研究開発課題を実施する研究機関側の原因により、契約締結期限までに契約を締結できない場合（契約に定める表明保証又は遵守事項の違反がある場合を含む。）
9	研究開発体制	情報共有	企業が株式会社であれば、企業が得た知見は株主総会や取締役会で開示請求があった場合に法的には非開示にできないはずです。株主総会には一般人もいますし、取締役り役会には社外取締役もいますので、企業内のみで情報を非開示には確実にできないと思いますが、いかがでしょうか？	会社法に規定されている財務情報等は会社法に則した対応が必要と思いますが、会社法に規定されていない情報につきましては、企業による判断と思われます。AIMGAINでは、非競争領域の研究開発に必要な知見の共有をコンソーシアムの参加機関に求めています。これらは会社法で開示義務が規定される情報の範囲外と想定しています。コンソーシアムによる判断により対応をお願いします。
10	研究開発体制	情報共有	AMED委託契約で得られた情報は第三者への開示・提供は原則不可ということだが、第三者に実施権を付与して競争領域の開発を進めることは、コンソーシアム内での合意があれば可能という理解でよいか？	<No.11、No.12参照>
11	研究開発体制	知財	AIMGAINの非競争領域の研究開発で、知財の獲得は不可ということでしょうか。であれば、スタートアップや中小企業が参加するメリットはどこにあるのでしょうか？	本事業（非競争領域）、本事業外（競争領域）の知財の取り扱いについて、以下のとおりです。 ◆AMED研究開発費での研究開発（非競争領域）からの知財： アカデミアが出願人、場合によってはスタートアップ企業と共同出願、出願する特許はパイドールの対象です。特許出願は可能であり、TLO、AROの参加も問題ありません。権利の配分は出願者で協議して決定することで問題ありません。ただし、AIMGAINの事業趣旨（非競争領域）を鑑みて、コンソーシアムメンバーで協議するのがよいでしょう。出願特許は原則として、AIMGAIN参加メンバー（コンソーシアムメンバー）がAIMGAINの非競争領域の研究開発を研究期間内に行う際は利用が可能になるよう措置してください。 ◆連携企業リソースでの研究開発（非競争領域）からの知財： 特許出願については、共同研究契約、参加機関の規定を踏まえて決めてください。ただし、AIMGAINの事業趣旨（非競争領域）を鑑みて、コンソーシアムメンバーで協議するのがよいでしょう。出願特許は原則として、AIMGAIN参加メンバー（コンソーシアムメンバー）がAIMGAINの非競争領域の研究開発を研究期間内に行う際は利用が可能になるよう措置してください。 ◆AIMGAINから派生する競争領域の知財： コンソーシアムメンバーで協議した上で権利化を進めてください。使用の許諾、対価は権利者に一任します（AMEDは関与しません）。 <No.12参照>
12	研究開発体制	知財	スタートアップタイプについて質問です。非競争領域においての知財化は、アカデミアやスタートアップ企業が実施し、企業が競争領域で商品化を目指す場合は、その知財ヘライセンス料を支払うという形になりますか？	本事業（非競争領域）の知財を研究実施期間中に第三者に実施権を付与する事は可能ですが、AMEDとの委託契約内での知財の開示については、AMEDの事前の許諾が必要です。また、産学官共同研究企業とアカデミアの共同研究契約での知財の公開については、対価（ライセンス料等）を含めてコンソーシアムで取扱いを協議してください。 <No.11参照>

13	研究開発体制	知財	非競争領域とは、参加企業間で共有するという意味で、普遍的に知財を共有しなければならないというわけではないという理解でよいでしょうか。	<No.11、No.12参照>
14	研究開発体制	知財	産学官共同研究企業は知財を得ることができない、ということでしょうか？	<No.11、No.12参照>
15	研究開発体制	知財	知財に関して再度説明いただいてもよろしいでしょうか？コンソーシアム内で協議を行えば、企業側も知財を得ることができる、という認識で正しいでしょうか？	<No.11、No.12参照>
16	研究開発体制	スタートアップ	「スタートアップタイプ」にて、産学官共同研究企業がスタートアップ企業へ出資する研究費を、産学官共同研究企業ではなく、スタートアップ企業自身が研究費を拠出してもよいのでしょうか？	スタートアップ企業が産学官共同研究企業として参画する場合は問題ありません。ただし、代表研究機関（又は分担研究機関）として参加するスタートアップ企業は産学連携企業を兼ねることができず、研究費を拠出することはできません。また、スタートアップ企業が代表研究機関の場合は、研究期間中に産学官共同研究企業への変更は認められません。
17	研究開発体制	スタートアップ	スタートアップ企業と産学官共同研究企業は異なるものですか？同じ企業で良いですか？	代表研究機関（または分担研究機関）として参加するスタートアップ企業が産学連携企業を兼ねることはできません。<No.16参照>
18	研究開発体制	スタートアップ	説明において、アカデミアの中にスタートアップが入るとお話がございましたが、スタートアップ企業主体でアカデミアと研究開発を行う場合は公募対象にならないのでしょうか。	スタートアップ企業が主体（代表研究機関）として応募可能です。（公募要領参照：3.1 応募資格者、3.2 その他の要件：13～14ページ）
19	研究開発体制	スタートアップ	①過去の採択実績を確認しますと、産学官連携企業を大手企業を定めている研究課題を多くみられますが、「スタートアップ企業」が産学官連携企業になれない等の制約はありますでしょうか？ ②企業から提供される産学連携リソースはAMEDから提供される研究開発費と同額以上とあるかと存じますが、これは間接経費を含めたものと理解しております。問題ございませんでしょうか？	①スタートアップ企業が産学官共同研究企業として参画することに制約はありません。<No.15参照> ②産学連携リソースに間接経費を含めて問題ありません。
20	研究開発体制	企業リソース	研究開始から2年間は企業1社のみでも問題ないですか？1社での申請を制限することがあればご教示ください。	過去の公募では、研究開始から2年目までは産学官共同研究企業1社のみの連携も可能としていましたが、六次公募では研究開始時から必ず2社以上が必要になりました。
21	研究開発体制	産学連携企業	産学官共同研究企業に関して外資企業は認められるのでしょうか？（国内子会社は？）	外資企業でも日本の法人格および実質的な研究開発機能を有している企業であれば参加は認められます。 ※公募要領参照（産学官共同研究企業の定義：55ページ） 「産学官共同研究企業」とは、本事業の趣旨に賛同し、コンソーシアム等に参加する形で研究開発及び支援等に携わる、原則として日本の法人格を有する機関を指します。また、参画する産学官共同研究企業の中から一企業を幹事企業として選出していただきます。「産学官共同研究企業」は、AMEDが支援する研究開発費（間接経費を含む。）と同額以上の産学連携リソースを研究機関へ提供し、研究機関と連携して共同研究を実施します。そのため、研究機能を有している企業であることが求められます。
22	研究開発体制	産学連携企業	共同研究企業が外資、あるいは外資系企業の日本ブランチでも申請できますか？	外資企業でも日本の法人格および実質的な研究開発機能を有している企業であれば参加は認められます。<No.21参照>
23	研究開発体制	共同研究契約	非競争領域に関して、産学官共同研究企業からのリソース提供の契約に関して、こういったものを想定しているのでしょうか？（MTAや委託？共同研究契約の役務提供で産学連携リソースの提供を規定するのでしょうか？）それとは別に競争領域に関する契約が別途締結される想定です。	産学官共同研究企業から拠出される産学連携リソースに関しては、代表研究機関又は分担研究機関と産学官共同研究企業との間で締結する共同研究契約書等に記載してください（AMEDに契約書等の内容を報告してください。AMEDにおいて産学連携リソースの確認等に使用します）。また、契約については、代表研究機関または分担研究機関と複数の産学官共同研究企業が一括して締結しても、産学官共同研究企業各社と個別に締結しても構いません。 ※公募要領参照（Ⅱ-3.3.2 産学官共同研究企業との契約等：43ページ）
24	研究開発体制	企業リソース	「スタートアップタイプ」にて、産学官共同研究企業がスタートアップ企業へ出資する研究費（最低1.9億円）は、キャッシュでなく、それに相当する人的リソース（すなわち研究者の派遣）でも認められるのでしょうか？	産学連携リソースでは、研究開発資金だけでなく、研究者の派遣（人件費の負担）、共同研究室の設置など、連携して研究開発を行う上で必要とされる研究リソースを計上できます。研究開発資金以外の産学連携リソースについては、AMEDが妥当性を確認する場合があります。 詳細は、公募要領及び公募説明会資料を参照してください。 <公募要領>2.3.2 産学官共同研究企業による研究リソースの研究開発代表者及び研究開発分担者への提供（産学連携リソース）：12ページ <公募説明会資料>産学連携リソースについて：19ページ
25	研究開発体制	企業リソース	産学連携リソースは、概ね"ヒトモノカネ"に集約されるのですが、企業からのサービスの供与は同リソースの供与に含まれるという認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。<No.24参照>
26	研究開発体制	企業リソース	産学連携リソースとして提供されたものを、「AMED国費による研究開発の範囲」で使用することは問題ないか？例えば、企業から提供される「遺伝子編集細胞」を非競争領域の研究開発全般で使用される場合、AMED委託契約での研究にその遺伝子編集細胞を使用することは可能という理解でよいのか？	企業から提供された産学連携リソースを、AMED委託契約の研究開発を含め、AIMGAINで設定した非競争領域の研究開発の範囲内で活用することが可能です。事業趣旨である産学連携のメリットを生かし、産学連携リソースをお互いに活用してください。

27	研究開発体制	企業リソース	産学連携リソースには、共同研究企業の人材による作業など、金額換算がしづらいものも多いと思われますが、どのように金額換算すればよいのでしょうか？	産学官共同研究企業の研究者の人件費については（企業の研究者を大学へ派遣する場合）、受け入れ先のアカデミアと合意の下、各企業側の規定基準（報酬算定基準・給与規程等、算定根拠として明示可能なもの）で設定いただければ問題ありません。 また、本事業に係る研究開発を企業内で推進するための人件費を産学連携リソースとして計上することも可能です。その際、当事業と企業独自の研究開発の費用計上については明確に区分し、当事業の人件費・研究費として処理がなされたことがあることがわかるように資料を保管願います。当事業に携わった証拠として、勤務記録、勤務簿等を残してください（時間単価×労働時間×派遣数についての資料をご提示いただくことがあります）。
28	研究開発体制	企業リソース	企業からの、物品の提供（アカデミアへのリースなど）も資金提供になるのでしょうか？物的な提供と開発費の割合への指定などあるのでしょうか	ご理解のとおりです。リソース（ヒト・モノ・カネ）の割合に制限はありません。＜No.24参照＞
29	研究開発体制	企業リソース	産学共同研究企業のリソース（人件費、機材）の費用算出方法は？（金額換算方法）	（No.27、No.55(1)も同様） 産学共同研究企業から提供される人件費や機材等の産学連携リソースの金額換算については、まず企業において合理的な算出根拠に基づき積算いただき、その内容についてリソース提供先の代表研究機関又は分担研究機関と合意いただく必要があります。 ただし、金額換算は企業の任意の価格設定やいわゆる「言い値」によるものではなく、客観的かつ合理的な根拠に基づくことが必要です。例えば、人件費については給与規程や労務単価の算出根拠、機材については減価償却費、利用実績、市場価格、購入価格等を踏まえた説明が求められます。 また、アカデミアが外部から物品やサービスを調達する際と同様に、金額換算の妥当性を確認できる見積書、社内規程、積算資料、価格表等の証憑を準備いただく必要があります。 したがって、産学連携リソースの評価額については、企業が合理的な根拠を示し、その妥当性について研究機関側と合意できることが前提となります。企業が任意に設定した金額をそのまま認めるものではありません。
30	研究開発体制	企業リソース	同額以上のリソースとは、同額以上の試薬相当の提供でもOKとの認識で合っていますでしょうか？例えば、AMED6億円と企業6億円の試薬（いわゆる定価）	同額以上の産学連携リソースとして、試薬等の現物を提供いただくことは可能です。 ただし、リソースの評価額については、企業が設定する定価をそのまま採用するのではなく、実際の取引価格（実勢価格）や調達価格、市場価格等の客観的かつ合理的な根拠に基づいて算定いただく必要があります。 このため、ご質問の「AMED 6億円に対して企業が6億円相当の試薬を提供する」場合についても、6億円という評価額が実勢価格等に基づく合理的な算定結果であれば産学連携リソースとして認められますが、定価のみを根拠として評価することは適切ではありません。
31	研究開発体制	産学連携企業	アカデミアが提案した提案を企業が関心を持つか否かは採択に関係ないのでしょうか？アカデミア側が提案した内容に関心を持つ1－2社の企業がマッチングされる流れが未だよくわかりません	本事業の趣旨および代表研究者の研究に賛同する産学連携企業を探し、研究開発体制（コンソーシアム等）を整備したうえで、応募してください。応募時には同意書（採択された場合の産学連携リソース拠出、共同研究実施に関する企業の同意書）の提出が必要です。
32	研究開発体制	産学連携企業	いわゆるベンチャーキャピタル等の投資家が、産学官共同研究企業になることは可能なのでしょうか？	産学官共同研究企業は、アカデミアやスタートアップ企業と共同で「非競争領域」の研究開発を推進します。つまり、研究開発をしない企業はAIMGAIN事業に参画できません（投資等の形での資金提供や経営支援等を行うベンチャーキャピタル（民間、大学系問わず）は、参加不可）。 ※公募要領参照（産学官共同研究企業の定義：55ページ）
33	研究開発体制	スタートアップ	スタートアップ企業に創設から何年などといった条件はありますか？	スタートアップ企業とは「公募開始時点で、登記日より原則設立10年以内の中小企業」ですが、設立10年以内は目安であり応募することは可能です。一方で、選考においては、公募要領に記載の設立年数以外の要件（スタートアップ企業の定義：56～57ページ）を満たしていることが前提になりますので、ご注意ください。
34	研究開発体制	産学連携企業	申請に際して様式2を提出する必要があるのは代表研究機関と分担研究機関だけで、産学官共同研究企業は必要ないという理解でよろしいのでしょうか？	様式2「産学官共同研究企業の同意書」を提出するのは産学官共同研究企業です。代表研究機関や分担研究機関ではありません。
35	研究開発体制	企業リソース	産学連携リソースとして企業からアカデミアへキャッシュを支払う時、支払いの時期の指定はありますか？年度始めの4月なのか、それとも実使用状況に合わせた支払いになるのか？	産学連携リソースの支払い時期について特に指定はありませんが、「AMEDと代表研究機関との間の委託研究契約締結後」および「アカデミアと企業間との共同研究契約書等締結後」になります。 なお、産学連携リソース拠出は、AMED委託研究契約書（資金拠出等計画含む）に従って計画的に実施いただきます（産学官共同研究企業による資金拠出等が資金拠出等計画に従っていない場合、代表機関に対する概算払いの支払い金額の減額、支払い時期の変更など必要な措置を講ずることがあります）。
36	研究開発体制	企業リソース	産学連携リソースの金額換算について適切な算出をするということですが、算出根拠に関する資料（人的リソースの場合、給与規定等）をAMEDに提出する必要性はあるのでしょうか？	産学連携リソースの算出根拠資料の提出は不要ですが、適切に管理してください。後日、AMEDが内容を確認することがあります。
37	研究開発体制		私はアカデミアに在籍しながら、設立からまだ3ヶ月以内のスタートアップのCEOですが、アカデミアタイプとして申請することは可能でしょうか？	特に問題ありません。

38	研究開発費		「1.9億円で申請する場合、AIMGAINからの資金の分配は最低年間4,000万円が必要ですか？それとも最初の1～2年は1,000万円、2,000万円程度の低い金額にして、3年目以降に金額を大きくすることで、研究期間内の合計を1.9億円にすることは可能でしょうか？	研究開発費は研究開発計画書に沿って申請してください。研究開始から2年間の研究開発費の下限が4,000万円であれば、年度ごとの配分は均等でなくても問題ありません。
39	研究開発費		極端な話、1年目2億円、2年目2億円、3年目1億円、4年目1億円のように、最初の2年に多めに申請するのは問題ないでしょうか？	
40	研究開発費		AMED研究費上限6億円との事ですが、これは2年間で一年目5億円と二年目1億円でも可能でしょうか？すなわち、企業側も一年目5億円相当と二年目1億円相当という事になります。	
41	研究開発費		最小額の1.9億円で申請し、AIMGAINから5年間で年間4,000万円を受け取る計画で申請し、その後1年後もしくは中間報告時に年間受給額をより大きな金額に変更することは可能でしょうか？	研究開発を開始してから、AMEDからの研究開発費の変更（増額）はできません。
42	研究開発費		中間報告の際に、1.9億円から6億円に修正することは可能でしょうか？	
43	研究開発費		当初の計画（例えば4年）を達成する前に、事業が途中で中止になった場合、その時点で、産学官共同研究企業からスタートアップ企業への支払い総額が、応募要件の最低金額1.9億円を下回っていた場合、それまでAMEDから支払われた金額は返金する必要があるでしょうか？	課題の中止時点で、産学連携リソースが応募要件の1.9億円を下回っていた場合に、AMEDからの研究開発費を全額返金することは求めています。しかしながら、産学連携リソースがAMEDからの研究開発費より下回る場合は、差額を返金して頂きます。
44	研究開発費		毎年2億円×3年間の申請も可能ですか？	特に問題ありません（AMED研究開発費：1.9～6億円、研究開発期間：最長4年間）。
45	研究開発費	スタートアップ	スタートアップタイプにおいて、AMEDからスタートアップへ金額が振り込まれますか？それとも、アカデミアがいったんすべて受け取り、その後スタートアップに支払い、の流れでしょうか？	AMEDからの研究開発費は代表研究機関に振り込まれます。スタートアップ企業が代表研究機関であれば、スタートアップ企業に振り込まれます。
46	研究開発費	スタートアップ	スタートアップタイプにおいて、分担研究企業（スタートアップ）にAMEDから直接費用が入ることはありますか？それとも代表機関にすべての金額が入りますか？	AMEDの研究開発費は代表研究機関に振り込まれます。分担研究機関に振り込まれることはありません。
47	研究開発費		AMEDからの資金提供1.9億円は間接経費込みの額ですか？（直接経費1.46億＋間接経費0.44億程度となります）	ご理解のとおり、AMEDからの研究開発費は間接経費を含みます。
48	研究開発費		AMEDからアカデミアに支払われる資金をコンソーシアムに入っている企業へ分与すること可能でしょうか	< No.55の回答参照 >
49	研究開発費		AMEDからの研究費は産学連携企業への外注・委託には使用不可ということですが、産学連携企業から物品やサービスを購入することは可能でしょうか？	< No.55の回答参照 >
50	研究開発費		アカデミアに支払われる資金を企業の設備費用に使用することはできますか？	< No.55の回答参照 >
51	研究開発費		AMEDからの国費でコンソーシアム外の企業から試薬や解析ソフトサービスを購入し、コンソーシアム内の企業が使用することは可能ですか？	< No.55の回答参照 >
52	応募		アカデミアタイプで申請する場合、たとえ参加企業の一部にスタートアップ企業がいたとしても「様式4：資金繰りチェックシート」の提出は求められない、という解釈で差支えございませんでしょうか？	産学連携企業としての参画となりますので、様式4は不要です。
53	応募		企業が単にモノや資金を提供する場合、研究者の派遣ではないのでe-Rad番号等は不要でしょうか？それともその場合も研究者として参画という形になるのでしょうか？	代表研究機関、分担研究機関以外の研究者はe-Rad登録は不要です。また、参画する企業は、モノや資金を提供するとともに、アカデミアと共同で研究することが要件となります。
54	応募		別事業でスタートアップタイプとアカデミアタイプに同時に申請することは可能でしょうか。	異なる研究テーマで応募することは可能です。但し、研究費の不合理な重複や過度の集中の排除に該当する可能性がありますのでご注意ください。公募要領に詳細の記載があります（Ⅱ-2.1 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除：35ページ）。
55	経理		AIMGAIN からの受給資金を、産学官企業の給与支払いに使用することは可能でしょうか？	連携企業からの物品購入や外注契約については、公募要領に記載のとおり、競争原理を導入した経済的な調達であり、妥当性を説明できる場合に限り認められます。必ず事前にAMEDにご相談ください。AMEDがその妥当性を確認する場合があります。なお、この場合は物品購入や外注契約の費用を産学官共同研究企業の産学連携リソースとして計上することはできません。 一方、産学共同研究企業の従業員に対する給与・人件費をAMED研究開発費から直接支払うことはできません。企業研究者等の参画に係る人件費は、企業からの産学連携リソースとして拠出いただきます。

56	経理		2.3.2 研究開発体制（2）研究開発費について 「産学官共同研究企業からの物品購入や外注契約をする場合、見積もりあわせを適切に行う等の競争原理を導入した経済的な調達であれば可能とします。AMEDがその妥当性を確認する場合があります」と記載されていますが、採択後にどのような手順が必要となりますか？	研究開発代表機関・研究開発分担機関が、産学官共同研究企業からの調達（物品等購入や外注契約等）を行う場合は、必ず事前にAMEDにご相談ください。また、当該調達は、原則、研究機関の内部規程に基づき競争原理を導入して経済的な調達・管理を行っていただきます（AMED共通版事務処理説明書 第4章 研究開発費の執行「4.3 直接経費の執行にあたって」及び「4.5 直接経費に係る留意事項」参照のこと）。また、AMEDは、当該調達の適切性・妥当性を確認する場合があります。
57	経理		物品購入で質問です。AMEDからの研究開発費で、参画企業の計測機器の消耗品を購入する場合、同等品が存在しない場合の手続をご教示下さい。	研究体制の中で物品や役務を調達する場合には、競争原理を導入した経済的な調達が必要になります。同等品が存在しない場合とは3社以上の価格競争ができない場合に相当しますが、その場合には利益排除の手続きにしたがって、原価証明や部門間振替価格等の証拠書類を提示するか、財務諸表等の証拠書類をもとにした経常利益率による利益排除を行った上で物品や役務を調達することになります。

※六次公募説明会時の質問

No.	大分類	中分類	質問	回答
1	事業趣旨		医薬品開発のための実験プラットフォーム、直接の医薬品ターゲット無し、でも可能ですか。	医薬品のターゲットがなくても公募への応募は可能です。ただし、プラットフォームの適用性の評価をするために、なんらかの医薬品ターゲット等での実証を含めることが望ましいです。
2	研究開発体制		AIMGAIN期間中に非競争領域のプロジェクトを行います、ある程度プラットフォームが確立した場合は期間内から競争領域のプロジェクトも行いたい企業がございます。可能でしょうか？	可能です。AIMGAIN事業期間中に、非競争領域の成果を活用して企業が競争領域の研究開発を開始することは積極的に実施いただいて構いません。ただし、競争領域で実施する研究開発は本事業の支援対象外であり、AMED研究開発費や産学連携リソースを用いて実施することはできません。 競争領域の活動については関係企業などの負担で実施してください。
3	研究開発体制	スタートアップ	スタートアップタイプのスタートアップ企業は、提案書類受付期間までに少なくとも創業している必要はありますか？それとも研究開発開始までに創業する場合でも許容されますか？	応募時の提出書類としてスタートアップ企業の登記事項証明書（登記簿）の提出が必要であり、提案時までに登記が済んでいる必要があります。採択後や研究開発開始までに設立する予定である場合は、応募要件を満たしません。
4	研究開発体制	スタートアップ	アカデミックタイプでスタートさせて、自らのスタートアップを参加させることは可能でしょうか。	アカデミアタイプで研究開発を実施している課題は途中からスタートアップタイプに変更することはできません。ただし、研究期間内に設立したスタートアップ企業が産学官共同研究企業として参画するよう研究体制を変更することは可能です。
5	研究開発体制	情報共有	非競争領域での研究として十分理解しているが、一部研究成果や研究に用いるデータを非公開にすることは可能か。	一部研究成果や研究に用いるデータを非公開にすることは可能ですが、AIMGAINの非競争領域の研究を実施するために必要な研究成果や研究に用いるデータについては、AIMGAINの研究体制に含まれる機関には開示するようにしてください。
6	研究開発体制	情報共有	非競争領域研究について確認です。アカデミアと企業の非競争領域研究は、異なる企業との間には非開示という理解で良かったでしょうか	非競争領域の研究についての情報は、AIMGAINでの非競争領域の研究に関係している機関の間で共有するようお願いします。
7	研究開発体制	企業リソース	研究室の場所や装置を提供してもらう場合には、その提供リソースはどの様に計算すれば良いでしょうか。	産学連携リソースについては、市場価格や通常の利用料金等を基準として、合理的な根拠に基づき算定してください。例えば、 ・研究室スペース：賃料相当額或使用面積・使用期間に基づく金額 ・研究機器・装置：通常の利用料金、減価償却費相当額、外部利用時の利用料等に基づく金額 などを参考に算定することが考えられます。 算定方法に厳密な統一ルールを設けているものではありませんが、算定根拠や実績を説明できることが重要です。研究期間を通じて一貫した考え方で評価し、企業・研究機関双方で説明可能な根拠資料を保存してください。 なお、産学連携リソースについては、アカデミア等と産学官共同研究企業の間での共同研究契約に基づいて管理される必要があります。したがって、研究場所の提供や研究設備の提供についても、共同研究契約等に記載した上で、通常のアカデミア等での契約の実績管理の手続きにおいて研究場所の提供や研究設備の提供について確認の上、管理するようお願いいたします。
8	研究開発体制	知財	例えば、核酸の毒性予測プラットフォームを作りたいと考えたときに、様々な参加者（NAMsプロバイダー、核酸合成企業、大学、毒性評価業者）、AIMGAINのできる知財は、どのような出願状況を想定されているのでしょうか？たとえば、事業終了後に将来的には各NAMsプロバイダーが毒性予測を受託したいときに、その他の参画企業との共同出願になると、独占的な実施ができなくなってしまう気がします。過去の事例から具体的な特許取得者について事例があれば教えていただきたいです。	知財の権利化については、AIMGAINコンソーシアムの協議会や産学連携委員会等で研究体制の関係機関と出願者（共願者）や権利の案分も含めた同意をとった上で手続きをすすめてください。なお、AIMGAINの課題実施期間中はAIMGAINに係る機関が非競争領域の研究開発を実施する際には知財が利用できるような措置をしてください。また、研究期間終了後については、知財の権利を保有している機関との交渉の上、競争領域での事業化を進めてください。
9	研究開発体制	知財	企業からの同意書ですが、その時に、この共同研究において生じた知財については、企業とAMEDとの配分は、どうなるでしょうか。また、複数企業との研究開発で、各社との開発内容は、それぞれの企業については、守秘義務があるのでしょうか。	知財の権利化については、AIMGAINコンソーシアムの協議会や産学連携委員会等で研究体制の関係機関と出願者（共願者）や権利の案分も含めた同意をとった上で手続きを進めて下さい。また、非競争領域の研究開発を実施するために必要な情報については、AIMGAINの研究体制に含まれる関係機関の間では共有できるようにしてください。なお、非競争領域の研究開発を実施するために不要な技術の詳細な情報はこれに該当しません。

10	研究開発費	企業リソース	AMEDと研究機関の契約開始前に研究機関と連携企業ですでに実施している先行研究のリソースは、本事業の産学連携リソースとして計上可能でしょうか？	産学連携リソースとして計上可能なのはアカデミア等と産学官共同研究企業の共同研究契約に金額相当額を含めて記載されているリソースになります。また、AIMGAINの研究開発実施前から共同研究をしている場合には、AIMGAINの研究を開始する際に共同研究契約の内容についてAMEDのAIMGAIN事業の非競争領域の研究をするという変更契約を締結してもらうことで、変更契約の有効な期間については産学連携リソースとして計上することができるようになります。 すなわち、AMEDと研究機関との委託研究開発契約締結前に、研究機関と連携企業が独自に実施した先行研究に係るリソースに関しては、本事業の産学連携リソースとして計上することはできません
11	研究開発費	企業リソース	例えば、2年目に予定していた産学連携リソースの提供が3年目に延期された場合、AMEDからの資金は返還する必要があるでしょうか。	本事業では2年目に中間評価を実施し、その結果を踏まえて3年目以降の研究開発継続の可否を判断しますので、採択後最初の契約締結については、契約期間が研究開始からの2年間となります。そのため、最初の2年間の中で産学連携リソースがAMEDからの研究開発費よりも大きくなっている必要があります。 2年目の時点で産学連携リソースがAMEDからの研究開発費より下回る場合に、研究継続が認められた場合には、直ちに研究開発費の返還を求めるものではありませんが、中止の判断となった場合には差額を返金して頂きます。
12	研究開発費	企業リソース	例えば、1年目に予定していた産学連携リソースの提供が2年目に延期された（または3年目に予定したものが4年目に延期された）場合、AMEDからの資金は返還する必要があるでしょうか。	1年目に予定した産学連携リソースが2年目に延期された場合にAMEDからの研究開発費の返金は必要ありません。また、3年目に予定した産学連携リソースが4年目に延期された場合も同様です。中間評価において3年目以降の継続が認められた場合は、委託費の返金は必要ありません。ただし、重要な計画変更が生じる場合には、AMEDへの事前報告・相談が必要です。 本事業では2年目に中間評価を実施し3年目以降の研究開発継続の可否を判断を行うため、2年目には産学連携リソースがAMEDからの研究開発費を上回るようにしてください。＜No.11参照＞
13	研究開発費		初期2年目までは4000万円でも良いと言うのは単年度の最低額でしょうか？	単年度ではなく、研究開始からの2年間の合計額が最低4,000万円ということです。
14	研究開発費	企業リソース	大学に共創研究所（A企業側が全額資金拠出）し、その枠組みの上に共同研究を1～2件、複数企業で契約する形のコンソーシアムを計画中です。その場合、共創研究所（目的はAMED開発研究とマッチ）＋共同研究の全体を企業側リソースとみなしてよいでしょうか？	共創研究所を設置する場合には、設置についての契約が締結されると思いますが、その契約書に設置目的としてAMEDのAIMGAINにおける非競争領域の研究を行うためと明記されている場合には共創研究所の設置費用を参画連携リソースに計上することができます。また、共創研究所で実施する共同研究の内容についても契約書でAMEDのAIMGAINにおける非競争領域の研究内容を実施内容として明記している場合には、共同研究費を産学連携リソースに計上することができます。
15	研究開発費		様式1-2 提案書【スタートアップタイプ】19ページの「①研究開発費の年次計画」の記載方法において質問です。代表機関（アカデミア）の行は「代表機関が執行する直接経費に対応する間接経費を加算した金額」を記載するという認識で相違ないかと教えてください。なお、その場合、代表機関から分担機関（スタートアップ）への再委託では代表機関での間接経費の措置が必要なため、スタートアップの行は「スタートアップが執行する直接経費に対応する間接経費を加算した金額」記載するという認識で相違ないかと教えてください。	ご認識のとおりです。 「①研究開発費の年次計画」には、各研究機関が執行する研究開発費について、直接経費に当該機関の間接経費を加算した金額を記載してください。 ・代表機関（アカデミア）の行には、代表機関が執行する直接経費＋代表機関の間接経費 ・分担機関であるスタートアップ企業の行には、スタートアップ企業が執行する直接経費＋スタートアップ企業の間接経費
16	研究開発費	企業リソース	『AMED研究開発費による研究の範囲』と『産学連携リソースによる研究の範囲』の内容に重なりがあることは想定されていますか？参画企業からの測定装置を用いて、生体機能の評価を行うような場合を想定しています。	研究内容に重なりが生じることは想定されます。産学官共同研究企業から拠出された研究設備による非競争領域の研究をアカデミア等が実施することも想定されています。 ただし、同一の経費や活動をAMED研究開発費と産学連携リソースの双方に重複して計上することはできません。AMED研究開発費による支援範囲と産学連携リソースとして提供される内容について、それぞれの役割や負担関係が説明できるよう整理してください。
17	研究開発費	企業リソース	先行している企業との共同研究契約が複数年にわたり、採択された場合、AMED-AIMGAINの期間と重複する見込みですが、その重複期間に対応する企業からの共同研究費は、先ほどお話のあった通り、共同研究契約を追記修正することで産学連携リソースとして扱えるという理解でいいでしょうか？	先行して共同研究をしていた場合はAMEDのAIMGAIN事業の非競争領域の研究をするという契約変更をしてもらいますが、その変更が有効になっている期間については産学連携リソースの計上ができます。
18	研究開発費	企業リソース	参画候補企業での現金以外のリソース提供に伴う事務負担の重さが問題になっています。同一企業から、物品・機器・労務など種々のリソースを提供する場合、代表機関（アカデミア）と参画企業が一定金額以上の契約を締結することでもAIMGAINの実施は可能でしょうか。提供リソースの内訳が研究の進捗で変動するようなケースを想定しています。	アカデミア等と産学官共同研究企業の間では拠出リソースを含めた共同研究契約等を締結してもらいます。契約締結時に提供リソースの内訳を記載する必要があり、また毎年度の実績報告の際に拠出リソースの内訳の確認がありますが、契約締結時の内訳と実際の拠出リソースの内訳が必ずしも一致している必要はありません。
19	研究開発費		研究開発費について、昨年からの変更点について確認させてください。参画している企業と本研究開発内容について外注契約可能となったと伺いました。適切な契約であれば、外注規模については制限がないと理解してよいでしょうか	5次公募まででは研究体制の中で物品や役務を調達することができませんでしたが、6次公募では研究体制の中で物品や役務を調達できるようになりました。この変更に関して、調達できる規模の変更はありません。5次公募までで研究体制の外からの物品や役務の調達が研究体制の中でもできるようになったとご認識ください。 なお、連携企業からの物品購入や外注契約については、公募要領に記載のとおり、競争原理を導入した経済的な調達であり、妥当性を説明できる場合に限り認められます。必ず事前にAMEDにご相談ください。AMEDがその妥当性を確認する場合があります。

20	応募		大学・企業で申請する際に、関係する民間企業がすべてe-RAD番号を取得する必要があるのでしょうか？	アカデミアタイプについては、代表機関と分担機関の全ての機関がe-Rad番号を取得している必要があります。また、スタートアップタイプで研究に参画するスタートアップ企業についても同様にe-Rad番号を取得している必要があります。一方で、産学官共同研究企業については、e-Rad番号の取得は必須ではありません。
21	応募		毎年応募開始から締め切りまでの期間が短く、参画を前向きに検討している企業でも社内決済が間に合わない企業が多数ございます。申請書内にその様な企業が検討中である旨を記載してもよろしいでしょうか？良い場合、審査にポジティブに働きますでしょうか？	提案時に、企業2社以上の参画の意思と、産学官共同研究企業からの拠出リソース総額がAMEDからの研究開発費よりも多いことを示す同意書を提出してもらう必要があります。その要件を満たしていれば、追加でリソースの拠出を検討している企業についての情報を記載してもかまいません。将来の研究体制の拡大に関する情報として評価委員にも伝わります。
22	応募		研究代表者の身分・所属が、応募申請時の2026/08/18と、ヒアリングの2026/11/05までに変わる場合は、どちらで、申請すべきでしょうか。	応募に際して所属機関の了承を得る必要があるため、応募時の所属機関・身分で申請してください。研究開始までに所属機関の変更が予定されている場合には、提案書類に予定される研究開始時の所属情報についても記載の上、AIMGAIN事務局へもご相談ください。
23	応募		提案内容に賛同する企業を広く募ってできるだけ多くの研究リソースを確定してから申請したいと思っています。一方で、日本の企業は社内決済まで時間がかかることが多く、2ヶ月くらいかかることもあるようです。応募期間を3ヶ月くらい長くしていただくことはできませんか？	今回の6次公募については、来年度春からの研究開発開始を予定しており、公募締め切りから選考プロセス、採択プロセス、契約プロセスなどのおおまかなスケジュールがすでに想定されております。公募締め切りはそれらプロセスの実施を見込んだ上で決まっているとご理解ください。また、4月に公募予告をしておりますので、公募予告をした時点から例年の公募と類似の要件で公募がはじまると想定しご準備をしてもらっていると認識をしております。
24	その他		ヒアリングの日（11/5,6）に研究代表者の出席が出来ない場合、他の方の代理での説明は可能でしょうか。その場合の手続をご教示頂けると幸いです。	原則として、研究開発代表者及び幹事企業の連携研究代表者に出席いただきます。また、スタートアップタイプにおいては、研究開発代表機関がアカデミアの場合、研究機関に参画するスタートアップ企業の研究開発分担者もご同席ください。対応が難しい場合には個別にご相談ください。
25	その他		事業期間が昨年までの5年から4年に変更された理由を教えてくださいませんか。	財源の基金の使用期限が2030年度までというのが理由になります。
26	その他		非競争領域で、かつ他社が集めたデータを参考指標として、自社の競争領域のシーズの精度評価をすることは可能でしょうか？	非競争領域で扱っていたデータを競争領域の事業化に使う際には、データの保有機関と事業化をする機関との間でデータの扱いについての交渉をした上で競争領域の活動を進めてください。なお、AIMGAINの課題の外での活動になりますので、関係する機関間で費用負担等も含めて検討をしてください。
27	その他		非競争領域の研究を大学と複数の企業で実施している期間中に、複数の企業が1つの競争領域に該当するプロダクトを共同で実用化することは可能でしょうか？	複数の企業が競争領域での事業化を進めることは可能です。なお、AIMGAINの課題の外での活動になりますので、関係する機関間で費用負担等も含めて検討をしてください。